金融円滑化に向けた取組みについて

当JAえちご上越(以下、「当JA」といいます。)は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当JAの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

【金融円滑化にかかる基本的方針】

- 1. 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、 柔軟に対応するよう努めます。
- 2. 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく 取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めて まいります。また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力 の向上に努めてまいります。
- 3. 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4. 当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

【中小企業者等金融円滑化法への対応】

- (1)農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用のお客さまからの新規 融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事 業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。
- (2) 当 J A は、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。

【金融円滑化に向けた体制の強化】

当JAは、お客さまからのご相談に対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。具体的には、

- (1) 理事長以下、関係役員・部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- (2) 専務理事を「金融円滑化管理責任者」および金融共済常務理事を「金融円滑化副管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- (3) 各支店・出張所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店・出張所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。